

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十七号

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（昭和四十六年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（特地勤務手当の月額） 第三条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（給与条例第五条第五項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、給料月額）に、別表第一の級別区分欄に掲げる公署の級別区分（前条の人事委員会が定める特地公署にあつては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。 三級地 百分の六 二級地 百分の四 一級地 百分の二 （特地勤務手当に準ずる手当） 第五条 （略） 2 給与条例第十四条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、給料月額）に百分の二を乗じて得た額とする。 第六条 給与条例第十四条の三第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。 一 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年条例第二十六号、以下「定年条例」という。）第十二条の規定による採用（定年条例の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつた職員で、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの。 二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員のうち、その特地公署又は準特地公署に該当するこ	（特地勤務手当の月額） 第三条 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表第一の級別区分欄に掲げる公署の級別区分（前条の人事委員会が定める特地公署にあつては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。 三級地 百分の六 二級地 百分の四 一級地 百分の二 （特地勤務手当に準ずる手当） 第五条 （略） 2 給与条例第十四条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の二を乗じて得た額とする。 第六条 給与条例第十四条の三第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該

となつた日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、又は定年条例第十二条の規定による採用をされ、当該異動又は採用に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動又は採用の日から起算して三年を経過していないもの

三 定年条例第十二条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、給与条例第十四条の第三項に規定する新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもので、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していないもの

四 定年条例第十二条の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に給与条例第十四条の第三項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

21

給与条例第十四条の第三項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 前項第一号に規定する職員 定年条例第十二条の規定による採用をされた日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により支給されることとなる期間及び額

二 前項第二号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が、当該職員の異動の日又は定年条例第十二条の規定による採用をされた日前に特地官署又は準特地官署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該官署に異動したものとした場合に前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

三 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合の前条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

当することとなつた公署に在勤する職員のうち、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していないものとする。

21

前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以後支給されることとなる期間及び額とする。

四 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第五号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額

附 則

1―3 (略)

〔給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に関する経過措置〕

4 給与条例附則第八項の規定の適用については、職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同項中「給料」とあるのは、「当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに同条第三項及び第四項並びに第六条第二項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とする。

〔給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置〕

5 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料」とあるのは、「当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに同条第三項及び第四項並びに第六条第二項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とする。

附 則

1―3 (略)

附 則

（施行期日等）

第一条 この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、改正後の職員の特地勤務手当等の支給に関する規則（以下「改正後規則」という。）の附則第四項及び第五項の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（改正後規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二条 地方公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第九条第六項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、給与条例第五条第五項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後規則第三条及び第五条第二項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員に対する改正後規則第六条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第一号中「定年条例第十二条」とあるのは「地方公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第二項第一号及び第三号「定年条例第十二条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和三年改正法附則第九条第六項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特勤手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 改正後規則第六条第一項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に定年条例第十二条又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項から第四項までの規定（以下この条において「定年条例第十二条等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

2 改正後規則第六条第一項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に定年条例第十二条等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和七年四月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

3 改正後規則第六条第一項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に定年条例第十二条等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた給与条例第十四条の三第一項又は第二項の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和七年四月一日以後である場合について適用する。

（令和十年三月三十一日までの間における特勤勤務手当と地域手当との調整に関する経過措置）

第四条 令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における規則第四条の規定

の適用については、同条中「同項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年広島県条例第四十二号）附則第五条各項」とする。